12. 6. 16
1204



決議

深刻ナル産業界ノ不況ハ長ク労働者ノ生活ヲトドル底ノ苦キニ陥ルモ今ノ儘ニテハ不遠ニ能ハザルカ如キ状態ニアリ之ガ対策ニ関シ当会ハ全部ノ者ガ協力シテ其ノ実行ヲ期シ代表者会ヲ作リ協調的ニ会社ノ生活ヲ擁護シ当面ノ要求ハ之ヲ事後ノ問題ノ如ク思ハレ

1、解雇ヲ絶対ニ為サザル事
2、工場閉鎖ヲ為サザル事
3、臨時休業ヲ絶対ニ為サザル事
4、賃金ヲ減ジ或ハ六分ヲ限ル
5、臨時休業ヲ絶対ニ為サザル事
6、使用人ノ解雇ヲ絶対ニ為サザル事
7、工場ヲ不稼ニ為サザル事
8、現在ノ賃金ヲ減ジ或ハ六分ヲ限ル
9、現在ノ賃金ヲ減ジ或ハ六分ヲ限ル
10、現在ノ賃金ヲ減ジ或ハ六分ヲ限ル

右決議ス

昭和二年七月二日

社団法人 協調會 理事長 [illegible]



六月十日付

九州地方伊佐今ノ工場代表者会議開催ノ件

左ノ件

福岡県下九州地方伊佐今ノ工場代表者会議ヲ左ノ如ク開催シ左ノ伊佐今本部及ビ一般動員会ヲ第一回ノ会合ヲ行フ

1、地方ニ於ケル会ノ開催ノ準備ヲ為シ其ノ所部ニ対シ最ニ実ニ地方ニ於ケル会ノ材ト之ヲ発表シ之ヲ工場代表者会ニ於テ決議スル

2、九州各地ノ配付ヲ九州各地ノ労働者ニ対シ速ニ

3、九州地方ノ工場ノ状況ヲ調査シ其ノ結果ヲ報告シ

4、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

5、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

6、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

7、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

8、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

9、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

10、工場代表者会ノ開催ヲ準備シ

日誌
統計